「

中小企業者等以外の法人 （別表六(六)「７の②」＋「７の④」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑮」から「７の⑰」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計）
中小企業者等 （別表六(六)「３」＋「７の②」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑩」から「７の⑬」までの合計＋「７の⑮」から「７の㉒」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計）

」を

「

中小企業者等以外の法人 （別表六(六)「７の②」＋「７の③」＋「７の⑤」から「７の⑧」までの合計＋「７の⑯」から「７の⑱」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計）
中小企業者等 （別表六(六)「３」＋「７の②」から「７の⑧」までの合計＋「７の⑪」から「７の⑭」までの合計＋「７の⑯」から「７の⑳」までの合計＋「７の㉕」から「７の㉙」までの合計）

」に改め、同表の記載要領第11号中「「税額控除超過取戻税額等の加算額（別表六(十)付表「29」＋「34」)＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)⑿」」を「「税額控除超過取戻税額等の加算額（別表六(十)付表一「29」＋「34」)＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)⑿」」に、「第42条の12の５第３項」を「第42条の12の５第２項」に改め、同第11号中「第17条の４の２第１項」を「第17条の５第１項」に改める。

別表六(十一)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑯」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑰」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑮」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑯」）」に改め、同表の記載要領第１号中「(以下この号において「令和７年旧措置法」という。)第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「第42条の12の４第３項」に改め、「又は令和７年旧措置法第42条の12の４第３項」を削り、同第11号を次のように改める。

２　「措法第42条の12の４第２項各号の該当号（経営力向上設備等の該当区分）⑴」の欄の括弧の中には、その取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等（租税特別措置法第42条の12の４第１項に規定する特定経営力向上設備等をいう。第６号において同じ。)が中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第２項各号（経営力向上設備等の要件等）に掲げる設備等又は同条第３項に規定する設備等のいずれに該当するかに応じその該当号又は該当項を記載すること。

別表六(十四)の表を次のように改める。